

那覇市公報

第1499号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令

- 那覇市請負工事監督規程の一部を改正する訓令（契約検査室）…………… 1280

◇告 示

- 個人情報業務届出書の公表について（総務課）…………… 1283

◇公 告

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 1285
- 公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について（区画整理課）…………… 1285
- 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課）…………… 1287

◇上下水道局告示

- 那覇市上下水道局庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱…………… 1288

◇選挙管理委員会告示

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1289
- 那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示…………… 1290

訓 令

那覇市訓令第 1 号

平成21年 3 月16日

那覇市請負工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市請負工事監督規程の一部を改正する訓令

那覇市請負工事監督規程(平成6年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(工事打合せに関する記録) 第10条 監督員は、請負者に対し重要な指示を与え若しくは請負者の疑義に答えたとき又は現場打合せをしたときは、その要旨を <u>工事打合せに関する記録</u> (第1号様式)に記入しておかなければならない。 [第1号様式 別記]	(工事打合せに関する記録) 第10条 監督員は、請負者に対し重要な指示を与え若しくは請負者の疑義に答えたとき又は現場打合せをしたときは、その要旨を <u>工事打合せ簿</u> (第1号様式)に記入しておかなければならない。 [第1号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式

工事打合せに関する記録

[illegible]

[改正後 別記]

第1号様式

工事打合せ簿

[illegible]

課 長	副 参 事	主 幹	主任現場監督員	現場監督員

現 場 代理人	主任(監理) 技術者

※決裁者は内容に応じ、主管課で判断する。

告 示

那覇市告示第 1 7 0 号

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条及び同施行規則第 2 条の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



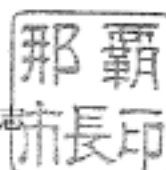
第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

那覇市長 様

那覇市長 翁長雄志



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課	子育て応援課 (内2779)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長					
業務の名称	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)					
業務の目的	子育て支援策の情報提供と要支援家庭へのサービス提供					
個人情報の対象者	概ね生後 4 ヶ月までの乳児の保護者					
業務の開始年月日	☐ 継続 ☒ 新規(平成 2 1 年 4 月 1 日)					
個人情報 の内容	基本的事項 ☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☒ 続柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他	思想・信条 ☐ 思想 ☐ 宗教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯罪歴等 ☐ その他	社会的活動 ☐ 職業 ☐ 地位 ☐ 学歴 ☐ 資格 ☐ 団体加入 ☐ 賞罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他	経済的活動 ☐ 収入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他	心身 ☒ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 病歴 ☐ 障害程度 ☒ その他 育児につい ての悩み	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☒ 定期(4 月 ~ 3 月) / ☐ 随時					
個人情報の告知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他					
備考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

公 告

那覇市公告第 2 3 6 号

平成 2 1 年 2 月 1 9 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・17号 石嶺線
3・4・那47号 石嶺福祉センター線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成 2 1 年 2 月 1 9 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市公告第 2 4 6 号

平成 2 1 年 3 月 4 日

掲 示 済

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について

登記事務業務の委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び那覇市契約規則（昭和 4 6 年那覇市契約規則。以下「契約規則」という。）第 1 3 条第 1 項の規定により公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成 2 0 年度集合換地の処理に係る分筆業務委託
- (2) 業務の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約の日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 那覇市真嘉比古島第二地区内
- (5) 予定価格 3, 7 3 0, 0 0 0 円（消費税抜き）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、3 人以上が連帯して請け負い、その代表者が応札すること。

イ 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が 3 人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。

ウ 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、那覇市都市計画部区画整理課（那覇市真嘉比 3 4 3 番地 1 3）備え付けの一般競争入札参加確認申請書を受け取り、2 に掲げる事項について、証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 提出期間 平成 2 1 年 3 月 4 日（水）から平成 2 1 年 3 月 1 0 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 提出場所 沖縄県那覇市真嘉比 3 4 3 番地 1 3
那覇市 都市計画部 区画整理課
電話番号 0 9 8－8 6 2－9 1 3 7
（担当：高良、古波蔵）

- (3) 提出方法 持参による。

4 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

3－（2）に同じ。

5 入札執行及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札の日時 平成 2 1 年 3 月 1 2 日（木）午後 2 時
- (2) 入札及び開札の場所 那覇市 区画整理課（2 階会議室）
（那覇市真嘉比 3 4 3 番地 1 3）
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しな

い場合はその落札は効力を失い、損害賠償金として、見積もった契約金額の 1 0 0 分の 5 以上を那覇市に納付しなければならない。

（2）契約保証金 免除する。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、那覇市区画整理課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

9 その他

（1）入札方法 入札参加者は、各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。入札の際は、封筒に入札書と業務数量表（特記仕様書の別紙 2）を同封すること。

（2）落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（3）契約書作成の要否 要

（4）その他 詳細は、入札説明書による。

那覇市公告第 2 4 7 号

平成 2 1 年 3 月 4 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第 8 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 認定番号
第 H 2 0 認定通知那覇市 0 0 0 0 0 4 号
- 2 認定年月日
平成 2 1 年 3 月 4 日
- 3 対象区域等の地名地番
那覇市字宇栄原 5 7 7 他 1 7 筆
- 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅 2－3－1 新都心銘苅庁舎 5 階

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 4 2 号
平成 2 1 年 2 月 2 5 日
掲 示 済

那覇市上下水道局庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱を次のとおり定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱

那覇市上下水道局庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等については「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱（昭和 61 年 2 月 3 日那覇市告示第 31 号）」の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 2 月 25 日から施行する。
- 2 那覇市上下水道局庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加者資格及び指名基準等に関する要綱（昭和 61 年 2 月 14 日水道局告示第 1 号）は廃止する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第71号

平成 2 1 年 3 月 2 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4, 889人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 81, 473人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 40, 737人 |

那覇市選挙管理委員会告示第72号

平成 2 1 年 3 月 1 6 日

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙執行規程(昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(告示の方法) 第2条 選挙長が行う告示は、新都心銘苅庁舎の掲示場に掲示して行うものとする。	(告示の方法) 第2条 選挙長が行う告示は、那覇市公報に登載して行う。ただし、急を要するときは、新都心銘苅庁舎の掲示場に掲示して行うものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この告示は、平成 21 年 3 月 16 日から施行する。